

建設会報 いずも

No.108 2003年6月号



編集・発行人 (社)島根県建設業協会出雲支部
経営改善研究委員会



C O N T E N T S

- ◆巻頭言／中筋豊通〔(社) 島根県建設業協会出雲支部長〕 …… 1.
- ◆新任幹部寄稿／山本 博〔出雲労働基準監督署長〕 …… 2.
／立石 道博〔出雲農林振興センター所長〕 3.
／門脇 廣〔出雲土木建築事務所長〕 …… 4.
／村川 義行〔出雲警察署長〕 …… 5.
- ◆いよいよ電子入札が始まります
・電子入札の概要 …… 6～7.
・体験講習会に参加して／井上 清治〔ヒロシ(株)〕 …… 8.
- ◆福島県建設業協会の現状を見て ～明日の島根県建設業界～
／別所 幸雄
〔(社) 島根県建設業協会出雲支部青年部会長〕 …… 9～10.
- ◆新入会員紹介／(株) イマジン商会 …… 11.
- ◆New Face！／黒田 剛広〔グリーン建設(株)〕 …… 12.
／堀切 保則〔(株) 竹下技術コンサルタント〕 …… 12.
／小池 英伊〔(有) 江原建設〕 …… 12.
- ◆参考資料
・平成15・16年度 島根県建設工事入札参加資格者格付別業者数
・島根県建設工事入札参加者選定基準数 …… 13.
- ◆編集後記／飯塚 強〔経営改善研究委員〕 …… 14.



期待に応えよう

〈県内業者優先の中で〉

(社)鳥根県建設業協会出雲支部
支部長 中筋豊通

“県の工事入札「地域貢献」を加味 鳥取、除雪作業や公共活動”

5月8日付け日本経済新聞の見出しです。

鳥取県は県が発注する建設工事の指名競争入札で、**企業の選定に「地域貢献度」**を加味する基準を導入しました。プラス評価する項目は、過去3年間に、緊急時の除雪や災害復旧作業への協力、公共活動への主体的な参加、発注工事と同種の工事で良好な施工実績があることなど。逆に、県内企業を下請けできたのにもかかわらず、しなかった場合や県産材の不使用、同種の工事での施工不良などがあればマイナス評価とする。これらの項目をそれぞれ審査し、10点を限度に加点または減点するそうです。

皆さんご存知の通り、鳥根県でもこの3月より、平成15年度公共事業費の大幅削減に伴う建設業対策として、**県内業者優先策**を適用しました。

入札に関する基準などを変更、受注の範囲や機会の拡大・確保を図り、県内の経済と雇用を支える建設業界の痛みを最小限に食い止めるのが狙いとのこと。また、**県内下請業者優先の要請徹底、県内産資材・県内関連企業から調達した資材の優先使用の徹底**なども指針として打ち出されました。

ありがたい話ではあります。しかし、国土交通省によると2003年度の建設投資見通しは、**前年度比4.5%減の53兆9,900億円**、7年連続で前年度を下回る見込みのうえ、1986年度(昭和61年度)以来17年ぶりの低水準で、ピークだった92年度(83兆9,700億円)より36%減少、鳥根県においても**15%減の1,400億円余の公共事業費**で、やはり厳しい現実です。

ところで、珍現象が見られました。平成14年度末の建設業者数を見ると、大阪府のマイナス2,668業者を筆頭に軒並み減少、全国で19,194業者減って、**552,210業者**。ところが**鳥根県だけがプラスで3,581業者**(プラス10業者)です。工事量が減少する中、また、廃業・倒産があるにもかかわらず業者数が増えているのです。

鳥根県においては、建設生産額並びに建設従事者が、ともに県全体の約13%を占めていますが、基幹産業としての誇りを持ちながら、切磋琢磨、研鑽を重ねないと他県同様、淘汰・再編されていくでしょう。

国交省は、**中小・中堅建設業の再生の基本指針**として、**1) 不良・不適格業者の排除の徹底、2) 経営革新の推進、3) 企業間連携の促進、4) セーフティネットの整備等**、取組みを進めようとしています。

入札・契約適正化法の的確な運用、立ち入り調査の実施による適正な施工の確保など、その一例ですが、県内業者優先の中で**自己責任において「安全第一・優良品質・適正価格」そのための計画・行動**を起こさねばなりません。

やるべき事をしっかりやる。それが**県民・顧客への「期待」に応える第一歩**だと考えます。ありがとうございました。

今年度もお世話になります、宜しく願い致します。



〈新任幹部寄稿〉

着任のご挨拶

出雲労働基準監督署
署長 山本 博

このたび出雲労働基準監督署長を命ぜられ着任いたしました、山本 博でございます。

平素は貴協会並びに会員の皆様方には、労働基準行政の推進、とりわけ労働災害防止対策の推進にあたり格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の経済情勢は国内民間需要の低迷から依然として厳しい状況が続いております。

このような経済情勢の中で、労働基準監督署の相談窓口には、解雇、賃金不払い、サービス残業等の労働条件に関する申告や相談が多数寄せられており、企業における法令遵法意識の低下が懸念される状況にあります。

いかなる経済情勢下においても法定の労働条件は確保されるべきものであり、引き続き、労働時間を適正に把握し、サービス残業を撲滅することを最重点とした法定労働条件確保のための対策を的確に推進することとしています。

労働災害は、当署管内では、皆様方のご奮闘により、長期的には減少傾向がありますが、減少率には鈍化傾向が見られ、本年に入ってから建設業の労働災害は増加する傾向となっております。

このため本年度は、**建設業における労働災害防止のために**
①土木工事業における建設業三大災害（重機災害、墜落転落災害、土砂崩壊災害）防止対策の推進

②木造家屋等建築工事業における、墜落・転落災害防止のための足場先行工法の普及・促進
を重点として取り組むことといたしております。

労働者の健康確保については、過重労働による健康障害の防止対策、仕事に対する不安やストレス等のメンタルヘルス対策、職業性疾病全体に占める割合が最も多い腰痛予防対策等を重点として推進してまいります。

なお、労働者の心身の健康確保のため出雲地域産業保健センターのご活用をいただきメンタルヘルス対策を推進されますようお願いいたします。

以上のように厳しい経済情勢や産業構造の急激な変化の中で、労働基準行政をめぐる様々な課題に対して迅速かつ的確に対処するため、労働基準監督署として行政の推進に努めてまいりますので、皆様には、これまでと同様に深いご理解と暖かいご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会と会員の皆様方の益々のご発展を祈念いたしまして着任のご挨拶とさせていただきます。